

資源の有効な利用の促進に関する法律の一部改正について (令和8年4月1日施行)

経済産業省

資源の有効な利用の促進に関する法律の一部改正について（令和8年4月1日施行）

- 現在の資源循環に係る政策体系は、3R(Reduce, Reuse, Recycle)を前提としており、特に静脈産業に焦点を当てた政策が中心であることから、「動静脈連携」を基本とするCE型に政策体系を刷新することが必須。

資源有効利用促進法（資源法）改正のポイント

① 再生資源の利用計画策定・定期報告

- 脱炭素化の促進のため、再生材（第一弾：再生プラスチック）の利用義務を課す製品（自動車、家電4品目、容器包装（飲食料品（指定PETボトル除く）や医薬品等を除く））の、当該製品の製造事業者等に対して、再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を求める。

② 環境配慮設計の促進

- 資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計）の認定制度を創設。
- 認定製品はその旨の表示、リサイクル設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例を措置。

③ GXに必要な原材料等の再資源化の促進

- 高い回収目標等を掲げて認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収・再資源化のインセンティブを付与。自主回収・再資源化の対象製品に、加熱式たばこデバイス、電源装置、携帯電話用装置を追加予定。

④ CE（サーキュラーエコノミー）コマースの促進

- シェアリング等のCEコマース事業者の類型を新たに位置づけ、当該事業者に対し資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定。

生産量又は販売量の要件について

- 計画作成・定期報告、勧告・命令の対象となる生産量（製造発注を含む）又は販売量（輸入販売に限る）の要件について、以下のとおり定める。

| 指定脱炭素化再生資源利用促進製品 | 計画・定期報告に関する生産量又は販売量の要件 | 勧告・命令に関する生産量又は販売量の要件 | 考え方 |
|------------------|------------------------|----------------------|--|
| プラスチック製容器包装 | 一万トン | 一万トン | 容器包装全体（食品（飲料PETボトル除く）・医薬品除く）の約6割をカバーする水準。 |
| 自動車 | 一万台 | 一万台 | 現行資源法（指定再利用促進製品等）において、1万台が要件となっている。国内大手メーカーすべてが対象となる水準。 |
| ユニット形エアコンディショナ | 五万台 | 五万台 | 現行資源法（指定再利用促進製品等）において、5万台が要件となっている。生産量及び輸入量の99%をカバーする水準。 |
| テレビ受像機 | 五万台 | 五万台 | 現行資源法（指定再利用促進製品等）において、5万台が要件となっている。生産量及び輸入量の96%をカバーする水準。 |
| 電気冷蔵庫 | 五万台 | 五万台 | 現行資源法（指定再利用促進製品等）において、5万台が要件となっている。生産量及び輸入量の93%をカバーする水準。 |
| 電気洗濯機 | 五万台 | 五万台 | 現行資源法（指定再利用促進製品等）において、5万台が要件となっている。生産量及び輸入量の96%をカバーする水準。 |

再生材の利用に関する計画及び定期報告

- 指定脱炭素化再生資源利用促進製品について生産量（製造発注を含む）又は販売量（輸入販売に限る）の要件に該当するものは、様式第1により計画を作成し、主務大臣に提出。また、計画を提出した事業者は、毎年度、様式第2により主務大臣に再生プラスチック利用量などを報告。
- 再生プラスチックの定義については、プレコンシューマ材及びポストコンシューマ材の両方を含むもの（使用済物品等又は副産物を原材料として利用することができる状態にしたプラスチック）。
- 該当する事業者は、計画を毎年度9月末までに提出。ただし、令和8年10月以後最初に開始する事業年度から適用（初年度は令和9年9月末まで）。また、計画を提出した事業者も、毎年度9月末までに再生プラスチック利用量などを報告。ただし、令和9年10月以後最初に開始する事業年度から適用（初年度は令和10年9月末まで）。
- 計画に変更がなければ、最大5年間（自動車については最大10年間）、新たな計画の提出は不要。

（様式第1）

指定脱炭素化再生資源利用促進製品の再生プラスチックの利用の促進に関する計画書

年度： 年 月 日

事業者の名称
代表者の氏名

指定脱炭素化再生資源利用促進製品の種別

資源の有効な利用の促進に関する法律第23条第1項の規定に基づき、次のとおり提出します。

1. 再生プラスチックの利用の促進に関する目標

| 事業年度 | ① 生産量 | ② 販売量（任意） |
|--|-------|-----------|
| 製造する指定脱炭素化再生資源利用促進製品の再生プラスチックの利用量/利用率 | トン/ % | トン/ % |
| 事業の用に供するために発注して製造する指定脱炭素化再生資源利用促進製品の再生プラスチックの利用量/利用率 | トン/ % | トン/ % |
| 輸入して販売する指定脱炭素化再生資源利用促進製品の再生プラスチックの利用量/利用率 | トン/ % | トン/ % |

2. 計画の取組

(1) 技術の向上

(2) その他

<再生材の利用に関する計画> (様式第1)

- 指定脱炭素化再生資源利用促進製品の種類
- 製造する製品の再生プラスチック利用量/利用率
- 事業の用に供するために発注して製造する製品の再生プラスチック利用量/利用率
- 輸入して販売する製品の再生プラスチックの利用量/利用率
- 技術の向上
- その他

（様式第2）

再生プラスチックの利用の促進に関する報告書

年度： 年 月 日

事業者の名称
代表者の氏名

指定脱炭素化再生資源利用促進製品の種別

資源の有効な利用の促進に関する法律第24条の規定に基づき、次のとおり提出します。

1. 再生プラスチックの利用の促進に関する報告

(1) 再生プラスチックの利用の促進に関する報告

| 事業年度 | 年度（報告年度） | 報告年度の事業年度 |
|--|----------|-----------|
| 製造する指定脱炭素化再生資源利用促進製品の再生プラスチックの利用量/利用率 | トン/ % | トン/ % |
| 事業の用に供するために発注して製造する指定脱炭素化再生資源利用促進製品の再生プラスチックの利用量/利用率 | トン/ % | トン/ % |
| 輸入して販売する指定脱炭素化再生資源利用促進製品の再生プラスチックの利用量/利用率 | トン/ % | トン/ % |

(2) 再生プラスチックの利用量/利用率が前年度に比べて改善できなかった理由

2. 報告内容

(1) 技術の向上

(2) 二酸化炭素の排出量の削減（任意）

(3) その他

<定期報告> (様式第2)

- 指定脱炭素化再生資源利用促進製品の種類
- 製造する製品の再生プラスチック利用量/利用率（うち国産再生プラ利用量（任意））
- 事業の用に供するために発注して製造する製品の再生プラスチック利用量/利用率（うち国産再生プラ利用量（任意））
- 輸入して販売する製品の再生プラスチックの利用量/利用率（うち国産再生プラ利用量（任意））
- 再生プラ利用量/利用率が前年度に比べて改善できなかった場合 その理由
- 技術の向上
- 二酸化炭素の排出量の削減（任意）
- その他

計画・定期報告スケジュール（イメージ）

※プラスチック製容器包装、家電4品目の場合

計画

定期報告

R7fy
(2025fy)

R8fy
(2026fy)

R9fy
(2027fy)

R10fy
(2028fy)

R11fy
(2029fy)

R12fy
(2030fy)

R13fy
(2031fy)

R14fy
(2032fy)

R15fy
(2033fy)

★
10/1以後
最初の事業年度
から適用

★
～9末
提出

★
～9末
1年

★
～9末
2年

★
～9末
3年

★
～9末
4年

★
～9末
5年

★
～9末

【計画内容に変更がない場合】次回の提出時期は、
計画書において設定した目標年度

計画を提出する年から起算して5年以内で目標設定

例えば、2027年度に5年後の目標（2032年度目標）を設定した場合、次回の提出は2032年度。2027年度に3年後の目標（2030年度目標）を設定した場合、次回の提出は2030年度になる。

★
10/1以後
最初の事業年度
から適用

★
～9末
提出

★
～9末
提出

★
～9末
提出

★
～9末
提出

★
～9末
提出

★
～9末
提出